

地方独立行政法人たつの市民病院機構

第2期中期計画

地方独立行政法人たつの市民病院機構

目 次

| | |
|--|---|
| 前 文..... | 1 |
| 第1 中期計画の期間..... | 1 |
| 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置..... | 1 |
| 1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割..... | 1 |
| (1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供..... | 1 |
| (2) 救急医療の安定化..... | 2 |
| (3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実..... | 2 |
| (4) へき地医療の提供..... | 3 |
| (5) 新興感染症対応と予防医療の充実..... | 3 |
| (6) 災害時の対応..... | 3 |
| (7) 播磨姫路圏域における連携強化..... | 3 |
| 2 地域住民や患者が安心できる医療の提供..... | 4 |
| (1) 医療安全及び医療サービスの質の向上..... | 4 |
| (2) 患者満足度の向上..... | 4 |
| (3) 職員の接遇向上..... | 4 |
| (4) 市民への情報発信..... | 5 |
| 3 医療の従事者の確保と育成..... | 5 |
| (1) 医療従事者の確保..... | 5 |
| (2) 医療従事者の育成..... | 5 |
| 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置..... | 6 |
| 1 組織ガバナンスの確立..... | 6 |
| (1) 効率的な組織体制と専門職員の確保..... | 6 |
| (2) 目標管理のモニタリングと評価..... | 6 |
| (3) コンプライアンスの徹底..... | 6 |
| (4) リスクマネジメント体制の充実..... | 6 |
| (5) デジタル化の推進..... | 6 |
| 2 職員の士気の向上..... | 7 |
| (1) 職員の意識改革..... | 7 |
| (2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応..... | 7 |
| (3) 人事制度・給与体系の構築..... | 7 |
| 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置..... | 7 |
| 1 収入の増加・確保..... | 7 |
| (1) 病床利用率・診療単価の向上..... | 7 |

| | |
|--|----|
| (2) 医療環境の変化への対応..... | 8 |
| 2 経費削減・抑制..... | 8 |
| (1) 施設管理の強化..... | 8 |
| (2) 医療機器の適正な管理..... | 8 |
| (3) 材料費の抑制..... | 9 |
| (4) 人件費の適正化..... | 9 |
| (5) 効率的な予算執行..... | 9 |
| (6) 契約方法の見直し..... | 9 |
| 3 経営基盤の強化..... | 9 |
| (1) 中期目標期間の経営..... | 9 |
| (2) 運営費負担金..... | 10 |
| 第5 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置..... | 10 |
| 1 附帯事業..... | 10 |
| 第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画..... | 11 |
| 1 予算(令和6年度～令和9年度)..... | 11 |
| 2 収支計画(令和6年度～令和9年度)..... | 12 |
| 3 資金計画(令和6年度～令和9年度)..... | 13 |
| 第7 短期借入金の限度額..... | 13 |
| 1 短期借入金の限度額..... | 13 |
| (1) 限度額..... | 13 |
| (2) 想定される短期借入金の発生事由..... | 13 |
| 第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画..... | 14 |
| 第9 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画..... | 14 |
| 第10 剰余金の使途..... | 14 |
| 第11 料金に関する事項..... | 14 |
| 1 料金..... | 14 |
| 2 減免..... | 14 |
| 第12 地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める事項..... | 14 |
| 1 施設及び整備に関する計画..... | 14 |
| 2 中期目標の期間を超える債務負担..... | 15 |
| (1) 移行前地方債償還債務..... | 15 |
| (2) 長期借入金償還債務..... | 15 |
| 3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画..... | 15 |

前文

地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は、法人の定款で定められた目的を果たすため、たつの市長から指示された地方独立行政法人たつの市民病院機構第2期中期目標（以下「中期目標」という。）を達成する具体的な計画として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、ここに中期計画を定める。

令和2年4月からの第1期については、市民病院機構の礎となる体制を築くとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という医療を取り巻く環境が大きく変遷していく中、職員一丸となって地域医療の最前線である公的医療機関としての使命を果たしてきた。

本中期計画期間では、社会情勢の変化やポストコロナ時代に即した医療サービスの在り方を見極めるとともに、病院経営についても、新型コロナウイルス感染症対策の反動など医業経営を取り巻く環境が一層厳しくなることが見込まれる。

引き続き「こころある医療」を通して地域に貢献する理念の下、市民病院機構のあるべき姿や使命を果たすべく、医療の質の更なる向上と安定した経営を目指すものである。

第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び龍野健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報を収集する。

回復期病床を中心とした市民病院の特徴を踏まえ、疾病ごとの積極的な医療提供に取り組む。

がん治療については、がん拠点病院や基幹病院等での治療後に経過観察や緩和ケア等のフォローをする。

脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患については、高度・専門的な医療機関での急性期治療を終えた患者の回復期リハビリテーションを積極的に受け入れ、在宅復帰を支援する。

糖尿病については、市民総合健診や人間ドック等健診（検診）事業を充実させるとともに、医師の確保に努め、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組む。

精神疾患については、うつ病・認知症・発達障害・依存症等の患者や高齢化に伴う身体合併症を有する精神障害者の対応が必要な場合には精神科病院や受入可能な医療機関と連携する。

播磨姫路圏域の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、必要な病床を確保し地域医療構想との整合を図る。

【数値目標】

| 項目 | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|---------------|---------|----------|
| 高度急性期病床 (床) | 4 | 4 |
| 急性期病床 (床) | 36 | 36 |
| 回復期リハビリ病床 (床) | 40 | 40 |
| 地域包括ケア病床 (床) | 40 | 40 |

(2) 救急医療の安定化

救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、24時間365日体制により救急患者受入体制を確保する。

救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継ぎ体制を充実させ、受入れ体制を強化する。

【数値目標】

| 項目 | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|-------------|---------|----------|
| 地域救急貢献率 (%) | 2.12 | 2.35 |

(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院－在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携について地域連携室を中心に取り組むことで、入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じ適切に支援する。

回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。

在宅医療については、在宅療養支援病院として、地域における中心的な役割を担うとともに、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制を強化し、退院後の在宅生活を支援する。

また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、安全安心な在宅生活を支える視点に立ち外来機能を充実させる。

訪問看護ステーションについては、24時間対応の実施やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、病院事業との連携による看取りも含めた切れ目のない医療サービスの

提供の一翼を担う。

【数値目標】

| 項目 | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|------------|---------|----------|
| 年間紹介率 (%) | 43.9 | 45.0 |
| 年間逆紹介率 (%) | 17.4 | 35.0 |

(4) へき地医療の提供

へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及び市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供する。

(5) 新興感染症対応と予防医療の充実

新興感染症対応への平時からの取組については、公的医療機関としての役割を担うため、近隣病院との連携を強化する。また、感染拡大時に活用しやすい施設の整備や維持管理を行うとともに、感染防護具、衛生資材、検査薬等、院内の備蓄体制を整える。

新興感染症の感染拡大時については、感染対策室が院内の感染症対策拠点となり、たつの市、龍野健康福祉事務所、たつの市・揖保郡医師会など、地域の関係機関との情報共有に努め、相互応援体制を構築する。

また、インフルエンザや新型コロナウイルス等の予防接種に積極的に対応するとともに、海外渡航時の感染症対策等を啓発する。

市民総合健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、受診者のニーズを踏まえ質を向上させる。

(6) 災害時の対応

西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルを勘案し、医薬品の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、地域医療情報センターからの求めに応じて対応する。

災害時に備えたBCP（事業継続計画）を策定し、災害訓練の積極的な実施をはじめ、災害時の医療体制を強化する。

(7) 播磨姫路圏域における連携強化

たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体とそれぞれの団体が主催する会合等を通じて、連携体制を強化する。

播磨姫路圏域で中核的医療を担う基幹病院と回復期機能・初期救急等の役割を明確にした上で、連携体制を強化する。また、圏域内の医療機関と圏域会議、研修会等を通じて情報共有を密にし、連携を強化する。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制を充実させる。

2 地域住民や患者が安心できる医療の提供

(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全については、「医療安全推進部会」を中心に、インシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施する。また、各種委員会・部会・カンファレンス等を活用し情報共有することで、迅速な対応と職員の医療安全管理の意識を向上させる。

医療の質の向上については、市民病院機構における様々な医療の質や機能をクオリティインディケータの手法を用いて測定及び公表するとともに、第三者機関による中立的・科学的な評価となる病院機能評価の受審、認定に向け取り組む。

入院医療については、クリティカルパスを充実させることで、医療の標準化に取り組み、患者・家族に対して治療内容を丁寧に説明することで、医療サービスの質を向上させる。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|-------------------|---------|----------|
| 医療の質の測定・公表回数（回／年） | 1 | 1 |

(2) 患者満足度の向上

患者満足度調査（患者アンケート）を「サービス向上委員会」を中心に定期的に実施し、患者のニーズや課題を把握するとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備等の要望に対し、患者本位の業務改善や対策を講じる。

苦情や要望については、院内に意見箱を設置し、「医療安全対策室」を中心に担当部署や職員と情報共有し、迅速に対応する。

また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画、更には副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントを充実させる。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|-------------|---------|----------|
| 入院患者満足度 (%) | 91.2 | 92.0 |
| 外来患者満足度 (%) | 94.0 | 95.0 |

(3) 職員の接遇向上

接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルを向上させる。

接遇に係る患者満足度調査（患者アンケート）の結果や苦情内容等について、職員へ周知し情報共有することで、職員の日々の接遇に対する意識付けを徹底する。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|---------------|---------|----------|
| 入院患者接遇満足度 (%) | 87.9 | 90.0 |
| 外来患者接遇満足度 (%) | 100.0 | 100.0 |

(4) 市民への情報発信

ホームページの定期的な更新や院内紹介動画等のICT（情報通信技術）を活用し、積極的に情報を発信する。また、病院内外に向け院内掲示の充実、広報誌の作成、市広報やマスコミへの情報を提供すること等により、情報発信方法を充実させる。市民公開講座及び出前講座を開催し、健康を増進する情報を発信する。

3 医療の従事者の確保と育成

(1) 医療従事者の確保

安定的に医療を提供するため、大学への医師派遣の依頼、人材紹介会社の活用、ホームページによる採用情報の発信等により、医師を確保する。

また、ホームページの採用ページの充実、実習生の積極的な受入、看護学校等への訪問、ナースバンクへの登録、インターンシップや見学会、体験事業の受入、就職説明会への参加等、市民病院機構を広くPRし、看護師やその他医療職を確保する。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|------------|---------|----------|
| 医師数 (人) | 8 | 10 |
| 看護師数 (人) | 82 | 82 |
| その他医療職 (人) | 47 | 47 |

(2) 医療従事者の育成

地域を支える医療を実現できる人材を育成するため、職種やキャリアに応じた育成プランを構築し、医療従事者一人ひとりの成長に合わせたステップアップを支援する。

医療従事者の育成に必要な研修については、管理職によるマネジメントを徹底し、計画的に実施するとともに、eラーニングや電子書籍等のICTを活用し職員の自主性を促す研修体制を充実させることで、組織全体として研修の受講を積極的に推進する組織風土を根付かせ、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援する。

病院運営において有益な専門資格や認定の取得については、取得における職場でのサポートや資格手当の支給等による支援体制を充実させる。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織ガバナンスの確立

(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保

理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、理事会の適切な運営に努めるとともに、「経営幹部会」「連絡会」により意思決定を確実に遂行する。

また、病院の経営戦略に即した効率的で柔軟な組織改編や人員を配置する。

専門職員については、病院経営特有の専門知識を持った優秀な人材を確保する。

(2) 目標管理のモニタリングと評価

経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となってバランススコアカード等を活用し目標を管理する。また、内部統制担当役員を中心に、マネジメントレビューを計画的に実施し、経営情報や業務方法の課題等について分析・検討する。

人事評価において目標達成度の評価を行い、各部門や職員にフィードバックするとともに、PDCAサイクルにより業務を改善する。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|---------------------|---------|----------|
| マネジメントレビュー実施回数(回/年) | 2 | 2 |

(3) コンプライアンスの徹底

職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規程を遵守する組織風土を醸成するため、職員研修の定期的な実施や職員間で最新情報を共有する。

ハラスメント対策については、未然に防ぐための研修や相談体制を充実させる。

(4) リスクマネジメント体制の充実

「リスク管理委員会」においてリスク管理を適正に行う。

個人情報保護については、改正個人情報保護法に対応するとともに、職員への周知徹底を図り適切に対応する。

(5) デジタル化の推進

医療情報システムを活用し、業務の負担軽減や効率化を図る。引き続き、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する。

情報セキュリティの安全管理のため職員や担当者向けの講習会や研修を開催し、情報セキュリティリテラシーを向上させる。

また、「ランサムウェア」等の病院を標的としたサイバー攻撃に対応したバックアップシステムの構築や損害賠償保険に加入し、情報セキュリティ対策を強化する。

2 職員の士気の向上

(1) 職員の意識改革

市民病院機構の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員はもとより、全職員とも共有し、職員一丸となって職務に取り組む組織風土を醸成する。

組織内での伝達体系の強化やICTの活用等によって、市民病院機構全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等を共有する。

(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応

職員が業務に専念できる環境を整えるため、職員満足度アンケートにより、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映させる。

ワークライフバランスの実現に向けて、年次有給休暇取得の促進や育児休業からの復職を支援する等、仕事と家庭が両立できる環境を推進する。

多職種のリエゾンチームによるチーム医療の推進や看護補助者の積極的な活用等によりタスクシェアやタスクシフトを推進し、医療職の負担軽減に取り組む。

医師の働き方改革については、非常勤医師による宿日直体制の整備等常勤医師の時間外労働軽減に取り組む。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|-----------------|---------|----------|
| 年次有給休暇取得日数（日／年） | 12.7 | 12.8 |

(3) 人事制度・給与体系の構築

人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度を適正に運用するとともに、社会情勢に適応し、評価に基づく給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織を活性化させる。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 収入の増加・確保

(1) 病床利用率・診療単価の向上

部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、予測できない医療環境の変化に柔軟に対応しながら他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受け入れることで、新規入院患者数の増加や病床利用率の向上を図る。

新型コロナウイルス感染症の特例措置の見直しをはじめ、診療単価の減少が見込まれる中、診療報酬改定項目を分析し、算定可能である項目の体制を整備することで、基礎となる診療単価を確保する。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|--------------|---------|----------|
| 1日平均入院患者数（人） | 96.5 | 100.8 |
| 1日平均外来患者数（人） | 175.7 | 154.5 |
| 新規入院患者数（人） | 1,249 | 1,600 |
| 病床利用率（%） | 80.4 | 84.0 |
| 入院診療単価（円） | 42,483 | 39,800 |
| 外来診療単価（円） | 10,313 | 9,600 |

(2) 医療環境の変化への対応

診療報酬の改定や法改正については、適切な診療報酬を確保し、収益を向上させるため、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。

診療報酬の査定減・返戻・請求漏れについては、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析を行う。また、診療報酬に係る査定や返戻の結果と対応策について、診療部門と医事部門による定期的な情報共有や検討を実施し、診療報酬請求の精度を向上させる。

未収金については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。

生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。

2 経費削減・抑制

(1) 施設管理の強化

施設の維持修繕については、中期計画期間において計画的に実施することで、施設の長寿命化を図る。

また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、今後物価高騰により経費増加が見込まれる中、費用の状況を定期的に分析し、改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高め、積極的にコストを削減する。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|---------|---------|----------|
| 経費比率（%） | 12.1 | 13.8 |

(2) 医療機器の適正な管理

医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い、機能を維持する。

医療機器の更新については、整備計画に基づき、「医療機器購入検討委員会」を中心に必要性や費用対効果を勘案した上で、計画的に更新する。

(3) 材料費の抑制

医薬品や診療材料については、SPD（院内物流管理）により適正に在庫を管理する。また、「診療材料委員会」を中心としてSPDの運用方法や診療材料の費用対効果を検証し材料費を抑制する。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|-----------|---------|----------|
| 材料費比率 (%) | 14.1 | 10.1 |

(4) 人件費の適正化

中長期的な人員計画に基づき、組織規模に応じた人員管理を行う。また、人件費の適正化を図るため、今後見込まれる人件費上昇に対応しつつ、限りある人材を最大限に生かし、効率的かつ効果的な人員配置や組織づくりに努める。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|----------------|---------|----------|
| 医業収益対給与費比率 (%) | 68.2 | 75.4 |

(5) 効率的な予算執行

予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算を適正に配分し、厳格に管理するとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度により効率的に執行する。

(6) 契約方法の見直し

契約方法については、定期的に精査し、契約期間や契約内容を見直すことで、調達コストを削減する。

3 経営基盤の強化

(1) 中期目標期間の経営

中期目標の確実な達成と、更なる発展を目指し、理事長を筆頭に役員が中心となって職員全体による経営改革を推進できる体制を確保する。また、新型コロナウイルス感染症対策の反動や物価高騰など、医業経営を取り巻く環境が厳しくなることが見込まれる中、地域に根差した中長期的な視点で安定的な病院経営を行い、中期目標期間における経常収支の黒字に努めるとともに、医業収支比率及び修正医業収支比率の向上を図る。

【数値目標】

| | 令和4年度実績 | 令和9年度目標値 |
|--------------|---------|----------|
| 経常収支比率 (%) | 108.8 | 102.3 |
| 医業収支比率 (%) | 97.6 | 95.8 |
| 修正医業収支比率 (%) | 95.0 | 93.1 |

(2) 運営費負担金

運営費負担金及び運営費交付金については、中期目標に示された不採算医療等を実施するために総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じて必要な金額を計上する。

第5 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置

1 附帯事業

附帯事業となる訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所及び室津診療所については、それぞれの事業において地域のニーズに応えながら、病院事業との連携を密に効率的に運営する。

第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算(令和6年度～令和9年度)

(単位:百万円)

| 区分 | 金額 |
|-----------------|-------|
| 収入 | |
| 営業収益 | 9,061 |
| 医業収益 | 7,795 |
| 訪問看護・居宅介護支援事業収益 | 244 |
| 運営費負担金 | 975 |
| その他営業収益 | 47 |
| 営業外収益 | 20 |
| 運営費負担金 | 11 |
| その他営業外収益 | 9 |
| 資本収入 | 376 |
| 運営費負担金 | 188 |
| 長期借入金 | 188 |
| その他資本収入 | — |
| その他の収入 | — |
| 計 | 9,457 |
| 支出 | |
| 営業費用 | 8,488 |
| 医業費用 | 7,935 |
| 給与費 | 5,885 |
| 材料費 | 866 |
| 経費 | 1,158 |
| 研究研修費 | 26 |
| 訪問看護・居宅介護支援事業費用 | 246 |
| 給与費 | 216 |
| 材料費 | 4 |
| 経費 | 26 |
| 一般管理費 | 307 |
| 営業外費用 | 282 |
| 資本支出 | 565 |
| 建設改良費 | 188 |
| 償還金 | 377 |
| その他の支出 | — |
| 計 | 9,335 |

【人件費の見積】

期間中総額6,363百万円を支出する。なお、当該金額は、市民病院機構の役員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方による。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

2 収支計画 (令和6年度～令和9年度)

(単位:百万円)

| 区分 | 金額 |
|-----------------|--------|
| 収入の部 | |
| 営業収益 | 9, 232 |
| 医業収益 | 7, 778 |
| 訪問看護・居宅介護支援事業収益 | 244 |
| 運営費負担金収益 | 942 |
| 資産見返補助金等戻入 | 224 |
| その他営業収益 | 44 |
| 営業外収益 | 20 |
| 臨時利益 | — |
| 支出の部 | |
| 営業費用 | 8, 858 |
| 医業費用 | 8, 313 |
| 給与費 | 5, 881 |
| 材料費 | 787 |
| 経費 | 1, 052 |
| 減価償却費 | 570 |
| 研究研修費 | 23 |
| 訪問看護・居宅介護支援事業費用 | 242 |
| 給与費 | 215 |
| 材料費 | 4 |
| 経費 | 23 |
| 一般管理費 | 303 |
| 営業外費用 | 281 |
| 臨時損失 | — |
| 純利益 | 113 |
| 目的積立金取崩額 | — |
| 純利益 | 113 |

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

3 資金計画（令和6年度～令和9年度）

（単位：百万円）

| 区分 | 金額 |
|--------------------|--------|
| 資金収入 | |
| 業務活動による収入 | 9, 240 |
| 診療業務による収入 | 7, 778 |
| 運営費負担金による収入 | 1, 174 |
| その他の業務活動による収入 | 288 |
| 投資活動による収入 | — |
| その他の投資活動による収入 | — |
| 財務活動による収入 | 197 |
| 長期借入れによる収入 | 188 |
| その他の財務活動による収入 | 9 |
| 前期中期目標の期間よりの繰越金 | 275 |
| 資金支出 | |
| 業務活動による支出 | 8, 565 |
| 給与費支出 | 6, 363 |
| 材料費支出 | 791 |
| その他の業務活動による支出 | 1, 411 |
| 投資活動による支出 | 171 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 171 |
| 無形固定資産の取得による支出 | — |
| その他の投資活動による支出 | — |
| 財務活動による支出 | 398 |
| 長期借入金の返済による支出 | 297 |
| 移行前地方債償還債務の償還による支出 | 79 |
| その他の財務活動による支出 | 22 |
| 次期中期目標の期間への繰越金 | 578 |

（注1） 金額は、それぞれ四捨五入によっているもので、合計と一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

（1） 限度額 500百万円

（2） 想定される短期借入金の発生事由

ア 一時的な資金不足への対応

イ 大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

1 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

介護老人保健事業の廃止に伴い、介護老人保健施設ケアホームみつ入所棟の解体撤去を行う。

第9 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

1 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

料金は、次に定める額とする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)その他法令等により診療等を受ける者に係る料金

当該法令の定めるところにより算定した額

(2) 前号以外の額

別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

(1) 料金を納付する資力がないと認める者

(2) その他理事長において特に必要があると認める者

第12 地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設及び整備に関する計画

(単位:百万円)

| 施設及び設備の内容 | 予定額 | 財源 |
|------------|-----|------------|
| 施設、医療機器等整備 | 188 | たつの市長期借入金等 |

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

| | 中期目標期間 償還額 | 次期以降 償還額 | 総債務 償還額 |
|------------|---------------|-------------|------------|
| 移行前地方債償還債務 | 79 | 263 | 342 |

(2) 長期借入金償還債務

(単位:百万円)

| | 中期目標期間 償還額 | 次期以降 償還額 | 総債務 償還額 |
|-----------|---------------|-------------|------------|
| 長期借入金償還債務 | 297 | 101 | 398 |

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

